

変革期の投資環境（2）

～コロナ対策優等生ベトナムの投資誘致策～

ベトナムは、新型コロナウイルスの感染者数を非常に低く抑えることに成功し、5月末時点でも死者が確認されていないことから、コロナ対策の優等生と呼ばれることが多い。さすがに今年最初の4カ月間の経済成長率はマイナスであったが、IMFが4月に発表した見通しでは、通年の成長率がプラス2.7%になるとされている。ベトナム政府は、今後は感染抑制の成果も積極的にアピールしつつ、通年で5%の経済成長を達成したい考えで、目標達成のために不可欠な行動の5本柱として、輸出促進や公共投資の拡充等と並んで海外直接投資（FDI）の誘致を挙げている。

コロナ対策で優等生ぶりを見せたベトナムは、海外からの投資を呼び込むにあたり衛生面での環境整備で他国に先んじることができたといえるだろう。それでも、長期にわたる投資プロジェクトを実現させるには、できるだけ物事が計画通りに進み、万一の時にもリスクの顕在化がいち早く察知でき、対応を考えられる事業環境が整っていることが重要である。世界銀行の事業環境ランキング2020年版で、ベトナムは190カ国中70位と、10年前に比べて20も順位を上げている。とはいえ、手続きに要する時間の長さや、法律以外に行政府の決議や命令、通達等が頻々と発出されて事業に関わる法規制の全体像が分かりにくいことなど、まだ課題は多い。その点、現在は首相令に基づいて制度設計がなされている官民連携（パブリック・プライベート・パートナーシップ）事業について新法制定の動きが進んでいることは、法的により優位な形で一括して依拠できる規制枠組みが整う点で好ましい。

投資家保護の観点からは、ベトナム国会が、つい最近、EUとの投資保護協定を批准したことが注目される。ベトナムは一般的な投資紛争解決に国際仲裁を認めていないが、同協定は、投資国とホスト国以外の第三国が委員長となる仲裁の場を設け、その判断に拘束力を持たせることを謳っている。日本は既に2004年から同様の規定を含む投資協定をベトナムとの間で発効させており、EUと同国の協定成立は日本企業にとってライバル増加を後押しする動きという見方もできなくはない。しかし、FDIの増加はベトナムの輸出拡大を促す効果があると期待される。ベトナムの外貨獲得能力が高まれば、プロジェクト利益の外貨兌換や送金の保証といった、同国の投資環境上の主要課題改善に向けた素地となろう。一方、FDIによる事業を通じてベトナム企業の技術力が向上し、国内サプライヤーの選択肢が増えれば、投資機会の拡大にも寄与する。今回の感染症蔓延を機に、いざというときに断絶しないサプライチェーンの重要性がいつそう強く認識され、人の移動を抑えた事業遂行のあり方が模索されるようになった環境下で、このような循環が生み出される意義はいつそう大きいのではないだろうか。

事業環境の予見可能性を高め、情報探索コストを低減する制度の透明性向上を図る観点からすれば、本当は、すべてに等しく適用される制度が整えられることが望ましい。しかし上で述べたように、選択的に講じられた投資誘致策であっても、全体の投資環境改善を促す面もある。その道筋がうまくつけば、ベトナムは感染症を抑えた後の経済政策においても、より成果を挙げることができるだろう。